22 公正取引委員会(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特 例事項名		制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要 請に対する回答	規制特例 提案事項 管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2230010	止法)6章 第21条 に基づき、	私占止公引保す第2 1年 独禁び取確関法条 21条	一般消費者の利益 を確保すること等を 目的としているとこ ろ、同法21条によ	E		独占禁止法第21条は、特許法に基づ〈権利の行使と認められる 行為について独占禁止法が適用されない旨を規定しているが、こ れは、当該特許が付与されている発明を他人に利用させないな と、特許法で認められた排他的な権利を行使しても独占禁止法上 問題とならないという意味であり、その発明を利用して景品表示 法に違反する行為を行った場合までその行為を問題なしとするも のではない。 よって、提案者の提案については、独占禁止法第21条で定める 適用除外には該当しない。						1154010	商業界に流通しているポイントを集約配分する ニュービジネスを実施することによって、全国民 に対して想像、感動、感激、スリルと大きな夢を 提供できるビジネスである。	第2次に提出し、回答を得たる事例では、玉虫色の回答であり、ビジネス推進の要件として不備である。よって、明確な回答を期待する。	株式会社市 姫商事	公正取引委員 会
	不及表示第3条の 表示第3条の 適 開除外	不当景 石類不示 び表 法 法 法 条	不当な顧客の誘引を所述するには、 を防止すると認め価をきると認め価値をは、最高にできると認め価値をは、最高にののでは、 は、提供の類では、 は、提供の類では、 は、というでは、 は、	С		別管理会社(信託法による)に信託し、当該管理会社において生活者を対象として運営配分を実施する場合は、当該管理会社と生活者との間には直接の取引附随性は生じないことから、景品表示法第3条の規定を適用しない」としているが、このような景品表示法の解釈は正確ではない。	満たせば取引 付随性が生じ ず、賞と認めら れるのか明ら かにされた		С		一般的な「取引に附随」する場合のの景記表示法上の名表示法上景面のの景語表示法上景面のの書名表示に一切では一個では一個では、1000年間では、100	1154020	い。その理由の第1は景品表示法により支給の 上限が限定されていることが大であると考えられる。第2に、企業全体が一様に実施している 事により新規性がなく、生活者に対し販売促進 の目的を果たしていないからである。今後は、申 請企業が取得済特許ポイント精算システム(特	第3次提案において、公正取引委員会から「本企画においては、宝くじ又は加盟商店の取引付随性から、景品類とされているものであることから、当該取引付随性を断つことによって、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞の範囲内において実施できるものと考えられる」との回答を得た。今回の提案は、本企画の内容に関して上記要件への適合性を確認するものである。	株式会社市 姫商事	公正取引委員 会